

筑西市立協和中学校「いじめ防止等基本方針」

筑西市立協和中学校

このたび、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。

この法律は、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされた。

今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

「協和中学校いじめ防止等基本方針」はこれを受け、協和中学校のいじめ防止推進に向け策定した。

1 目 的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 早期発見のための措置

- (1) 各種調査
 - ① 定期的なアンケート調査（隔月1回、各学級）
 - ② チェックリストの活用（学期1回、各学級）
 - ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）
- (3) 教職員の資質向上（職員研修）
 - ① いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
 - ② 定期的な個別生徒の情報交換会の実施

5 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- (1) いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- (2) 授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける、活躍できる場を設定する。
- (3) 日頃の学級経営の中で、生徒に役割を持たせ、自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

- ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。
- イ 課題をどう変えたいという目標（1年後・半年後・学期の修了時）を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

- (4) 道徳教育の充実
豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
 - ① 生徒が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
 - ② 道徳教育ヒント集、心のノート、自作教材の活用
 - ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
 - ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
 - ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
 - ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
 - ⑦ 無言清掃、ボランティア活動の推進
 - ⑧ 生徒が主役で進める学校行事の展開
- (5) 部活動充実
 - ① 生徒が主体となった部活動を実施する。
 - ② 部活動顧問会議を学期1回開催し、各部活動の指導状況等を確認し、協議する。
- (6) 相談体制の整備
 - ① 定期相談〔教育相談（6月）、個別面談（11月）、個別面談1、2年（2月）〕
 - ② 相談窓口の周知（養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー）
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① 情報モラルに関する研修会（生徒向け、保護者向け）
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員	青少年育成市民の会役員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	筑西警察署生活安全課	

7 いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため，いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

① 本委員会の構成員は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援コーディネーター，心の教室相談員，児童生徒支援加配教諭，養護教諭で構成する。

② 本委員会は，学期1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

① 本協議会の構成員は，下記のとおりとする。

学校（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援コーディネーター，心の教室相談員，児童生徒支援加配教諭，養護教諭），PTA会長，教育後援会長，学校評議員，家庭児童相談員で構成する。

② 本協議会は，年間1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。

(2) いじめ防止等対策委員会を開催する。

(3) 加害生徒，被害生徒への指導と学級等の集団への指導を実施する。

(4) 加害生徒，被害生徒の保護者への連絡及び助言を行う。

(5) 市教育委員会へ報告する。

(6) いじめを受けた生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。

(7) 加害生徒への再発防止指導を実施する。

(8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

9 重大事態への対処

① いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
--

(1) 事実関係を明確にするための調査（質問票，聴き取り調査）を実施する。

(2) いじめ防止等対策委員会を開催する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。

(4) 市教育委員会へ報告する。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
・いじめにより生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

(6) 懲戒，出席停止制度を適切に運用する。

(7) 被害生徒の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。

(8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし，見守り体制の構築する。

10 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取り組みを実施するために，基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。